

第31回定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(電子提供措置事項のうち書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 新株予約権等の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 会社の支配に関する基本方針
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

第31期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

ワイエスフード株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

■新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

令和3年2月25日開催の取締役会決議に基づき発行した、当社の役員及び執行役員に対する「第2回新株予約権」及び、当社従業員に対する「第3回新株予約権」の概要は以下のとおりです。

なお、第2回及び第3回ともに、有償ストックオプションであります。

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
割当日	令和3年3月5日	令和3年3月5日
新株予約権の数	3,391個	535個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,695,500株	普通株式 267,500株
新株予約権の払込金額	851,200円 新株予約権1個当たり200円 (1株当たり2円)	588,500円 新株予約権1個当たり1,100円 (1株当たり11円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 53円	1株につき 53円
権利行使期間	令和3年3月5日から 令和13年3月4日まで	令和4年7月1日から 令和13年3月4日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 2
交付状況	当社取締役 4名 (注) 3 (2,400個、1,200,000株) 当社監査役 4名 (623個、311,500株) 当社執行役員 5名 (368個、184,000株)	当社従業員 14名 (535個、267,500株)

(注) 1. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。

2. 令和4年3月期から令和8年3月期までにおける当社の有価証券報告書に記載された外食事業の売上高の額に応じ、以下の①ないし③に定めに従い新株予約権を行使することができる。

①外食事業の売上高の額が一度でも1,600百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の数の30%まで

②外食事業の売上高の額が一度でも1,800百万円を超過した場合、上記①に基づき行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の75%まで

③外食事業の売上高の額が一度でも2,000百万円を超過した場合、上記①および②に基づき行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

3. 第2回新株予約権の交付対象となっております当社取締役は全員退任済となっております。

4. 令和6年10月1日付で普通株式1株を5株とする株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

令和5年10月17日開催の取締役会決議に基づき発行した、当社の役員に対する「第4回新株予約権」の概要は以下のとおりです。

	第4回新株予約権
割当日	令和5年11月1日
新株予約権の数	800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 400,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり186円 (1株当たり 1.86円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 78円
権利行使期間	令和5年11月1日から 令和8年10月31日まで
行使の条件	(注) 1
交付状況	当社取締役 2名 (800個、400,000株)

(注) 1. 新株予約権者は行使期間において、以下いずれかの条件を達成した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

- (a) 当社グループの連結営業利益が1億円を超過した場合に50%、2億円を超過した場合に、50%行使可能とする。
 - (b) 当社グループの連結EBITDA（のれん償却費のぞく）が2億円を超過した場合に50%、4億円を超過した場合に、50%行使可能とする。
 - (c) 当社の時価総額が100億円を超過した場合に100%行使可能とする。
2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
3. 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 令和6年10月1日付で普通株式1株を5株とする株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

令和6年12月13日開催の取締役会決議に基づき発行した「第5回新株予約権」の概要は以下のとおりです。

	第5回新株予約権
割当日	令和6年12月30日
新株予約権の数	76,370個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 7,637,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり39円 (1株当たり 0.39円)
新株予約権の払込期日	令和6年12月30日

	第5回新株予約権
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額103円 令和7年1月7日以後、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。 但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額である51.5円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、資産の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項①記載の資本金等増加限度額から本項①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
権利行使期間	令和6年1月6日から 令和10年1月5日まで
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	Cantor Fitzgerald Europe

（注）第5回新株予約権の総数76,370個のうち、15,050個は権利行使済みとなります。

■業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を制定し、役員・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。

また、その取り組みの徹底を図るためコンプライアンス委員会により、横断的に総括することとし、同委員会を中心に役員・従業員に対し教育等を行います。

コンプライアンス委員会と内部監査室は連携の上、取り組み状況を監査するとともに、取締役会及び監査役会に適宜報告されます。また、法令・定款違反行為の未然防止及び是正のため、従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程及び情報システム管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録・保存します。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理本部が行います。また、当社は、事業上のリスクを適切に把握し、リスクの洗い出しを行い、新たに把握したリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役・従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標の達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な達成の方法を定めます。部門目標は取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、随時改善を促し、全社的な業務の効率化を実現するシステムを整備します。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス委員会の統括のもと、当社の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含めた体制を整備します。また、当社の内部監査室は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告することとします。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役会からその補助すべき従業員を置くことの求めがあった場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲でこれを配置します。また、当該従業員の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。

- ⑦ ⑥の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する従業員を置く場合は、取締役から一定程度の独立性を確保するため、補助従業員の異動についての監査役会の同意の要否、取締役の補助従業員に対する指揮命令権の有無、補助従業員の懲戒についての監査役会の関与等を考慮し、別途検討することとしております。

- ⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、またはその恐れのある事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通知状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備します。また、監査役は、必要に応じて取締役及び従業員に対し、当社の業務遂行及び財産の状況等について報告を求めることができます。

- ⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、業務執行を担当する取締役及び重要な従業員からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査役が判断する場合は別途）設けるとともに、代表取締役社長・会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

- ⑩ 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき、法令上疑義のある行為に対し通報した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けない、解雇されないこととします。

- ⑪ 当社監査役の職務執行のための費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社監査役が職務の執行上必要と認める費用または債務の処理について、会社に請求することができるものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした対応を徹底しております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力に向けた取り組みについて、法令及び企業倫理に則り対応することが重要であると認識しており、福岡県企業防衛対策協議会と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っております。また、役員・従業員に対しては啓蒙活動を行い、さらなる社内体制の整備、強化に努めてまいります。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス体制を強化・徹底することを目的として「コンプライアンス委員会」を設置しております。また、内部通報窓口であるコンプライアンス・ホットラインの設置を定期的に周知しており、内在する問題の早期発見等に向けた取り組みを進めております。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

当事業年度におきましては、毎月1回の定時取締役会のほか、臨時、書面決議を含め32回の取締役会を開催し、各取締役の他、独立性を保持した監査役も出席し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析、対策、評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

③ 監査役の職務の執行

常勤監査役は経営に影響する重大な事象について、取締役及び従業員より報告を受け、また申請書の閲覧、各会議体への出席などを通して得た情報をタイムリーに社外監査役と共有するとともに、必要な意見を表明しております。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報・意見交換を行う等、緊密な関係を保っております。

④ 財務報告に係る内部統制への取り組み

内部統制に関する基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

⑤ 反社会的勢力排除への取り組み

お取引様との契約書等への反社会的勢力排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しております。

また、必要に応じて、弁護士、警察等と連携し、組織的に対応します。

■会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な同意なき買収による対抗措置は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

株主資本等変動計算書

(令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金計
令和6年4月1日 期首残高	1,363,288	808,988	31,838	840,826	2,772	△725,207	△722,435
事業年度中の変動額							
当期純利益						18,450	18,450
新株の発行(新株予約権の行使)	57,899	57,899		57,899			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	57,899	57,899	—	57,899	—	18,450	18,450
令和7年3月31日 期末残高	1,421,187	866,887	31,838	898,725	2,772	△706,756	△703,984

	株 主 資 本		評 価・換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
令和6年4月1日 期首残高	△18	1,481,661	16,183	16,183	7,008	1,504,852
事業年度中の変動額						
当期純利益		18,450				18,450
新株の発行(新株予約権の行使)		115,798				115,798
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△4,112	△4,112	3,405	△706
事業年度中の変動額合計	—	134,248	△4,112	△4,112	3,405	133,542
令和7年3月31日 期末残高	△18	1,615,910	12,071	12,071	10,413	1,638,395

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～45年
----	--------

機械及び装置	2年～16年
--------	--------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 外食事業

直営店におきましては、一般顧客に対し、ラーメン等の商品を提供した時点で売上収益を認識しております。

フランチャイズ契約に関わる収入のうち、加盟金については、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

また、国内FC店舗等に対するラーメン用食材等（当社商品及び製品）の販売につきましては、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であることから出荷基準で売上収益を認識しております。

(2) 不動産賃貸事業

当社所有物件等を賃貸しており、賃貸借契約等に基づき契約期間の範囲で収益を認識しております。

(3) 外販事業

商品及び製品の販売を行っており、顧客への商品及び製品の提供時点で売上収益を認識しております。インターネット等の通信販売におきましては、一般顧客は国内に限られることから、出荷基準で売上収益を認識しております。

(4) 温泉事業

温浴施設の運営を行っており、顧客が温浴施設の利用時点で売上収益を認識しております。

(5) 自社ポイント制度に係る収益認識

当社が飲食及び温泉施設等の利用に応じて付与するポイントについて、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の使用見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理について、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 14,367千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社は、外食事業の店舗に係る固定資産については、原則として各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしております。外食事業の店舗には直営店及びF C店があり、直営店は店舗ごとの損益、F C店は賃貸収入及び食材販売等から店舗ごとの損益を算出し、継続してマイナスとなる場合等に減損の兆候があると判断しております。減損の兆候があると判断した店舗については、直営店は損益計画を基に将来キャッシュ・フローを算出し判定、F C店は各店舗の固定資産の帳簿価額と正味売却価額の比較により減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当期の減損損失として計上しております。

なお、建物及び構築物、土地等の正味売却価額は、不動産鑑定評価基準等にもとづいた不動産鑑定評価額に基づき測定しており、その他の機械及び装置等の正味売却価額は、目的に適合した市場価格の識別や外部の第三者への販売可能性の判断を考慮したうえで算定しております。

ロ. 主要な仮定

各資産グループの回収可能価額の算定に用いた主要な仮定は、割引前将来キャッシュ・フロー、正味売却価額の算定に用いる市場価格であります。

ハ. 翌年度の計算書類に与える影響

当社の固定資産の減損については、計算書類作成時点までの実績を踏まえた将来予測や、利用可能な外部情報等を参考にしたうえで会計上の見積りを行っておりますが、資産グループに関連する経営環境が著しく悪化したと認められる場合や、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスになる等の事象により、新たに減損兆候に該当する資産グループが発生した場合には、結果として翌事業年度において減損損失が発生する可能性があります。また、土地等の売却可能な固定資産を有する物件においては、将来の不動産市場の動向に影響を受ける可能性があり、市場価格の下落した結果として翌事業年度において減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)	14,293千円
繰延税金負債相殺前の金額	18,391千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社は繰延税金資産及び繰延税金負債を計上するにあたり、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異が将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲で計上し、繰延税金負債は全ての将来加算一時差異について計上しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債の算定は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税法及び税率に従い、一時差異が回収又は支払いが行われると見込まれる期の税率に基づいて行っております。

ロ. 主要な仮定

課税所得の発生時期及び金額の算出において重要となる将来の業績予想は、現在の状況及び入手可能な情報等による合理的な仮定に基づき、見積もっております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得を見積もるにあたって、前提とした条件や仮定に変更が生じ、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

なお、税制改定により実効税率が変更された場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,932千円
構築物	0
土地	61,428
計	64,360

(2) 上記に係る債務の内容

上記資産には、根抵当権を設定しておりますが、当事業年度において対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,759,238千円

【損益計算書に関する注記】

該当事項はありません。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

(1) 発行済株式の種類及び株数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普 通 株 式	6, 142, 200株	26, 160, 300株	一株	32, 302, 500株

(注) 発行済株式の数の増加は、令和6年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって実施した株式分割による増加が24,607,600株、新株予約権の行使による増加が1,552,700株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普 通 株 式	61株	244株	一株	305株

(注) 自己株式の数の増加は、令和6年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって実施した株式分割による増加であります。

(3) 当事業年度末における新株予約権に関する事項

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	新株予約権の残高
令和3年2月25日取締役会決議分	普通株式	1, 695, 500株	3, 391個
令和3年2月25日取締役会決議分	普通株式	267, 500株	535個
令和5年10月17日取締役会決議分	普通株式	400, 000株	800個
令和6年12月13日取締役会決議分	普通株式	6, 132, 000株	61, 320個

(注) 令和6年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して目的となる株式の数を算定しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び長期貸付金について、飲食事業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。また、現金及び預金、売掛金、預け金、買掛金、未払金、未払費用、預り金、未払消費税等、未払法人税等は現金であること、及び主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、重要性が乏しいものについても記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	47,430	47,430	—
長期貸付金	48,954		
貸倒引当金	△37,153		
	11,801	11,801	—
資産計	59,231	59,231	—
長期預り敷金保証金	64,739	55,767	△8,972
負債計	64,739	55,767	△8,972

(注1) 長期貸付金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式（非上場株式）	5,821

金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(注) (1) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額を時価としております。

(3) 長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価の算定は、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券株式	47,430	—	—	47,430

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	—	11,801	11,801
長期預り敷金保証金	—	55,767	—	55,767

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額を時価としております。いずれの時価に対しても観察できないインプットであるためレベル3の時価に分類しております。

(3) 長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価の算定は、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、福岡県その他の地域において、賃貸用の商業施設等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
1,099,939千円	1,572,760千円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,527千円
貸倒損失	118,643
未払金	5,214
退職給付引当金	19,400
役員退職慰労引当金	172
長期未払金	7,413
投資有価証券評価損	37,518
関係会社株式評価損	6,291
減損損失	77,157
繰越欠損金	89,012
その他	28,656
繰延税金資産小計	403,010
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△82,044
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△302,574
評価性引当額小計	△384,618
繰延税金資産合計	18,391
繰延税金負債	
その他	△4,098
繰延税金負債合計	△4,098
繰延税金資産の純額	14,293

【持分法損益等に関する注記】

当社が保有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

該当事項はありません。

【収益認識に関する注記】

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	外食	不動産賃貸	外販	温泉	
直営店舗売上高	236,784	—	—	—	236,784
国内食材等売上	815,816	—	—	—	815,816
FC事業収入	72,467	—	—	—	72,467
海外食材等売上	616	—	—	—	616
機器売上高	2,865	—	—	—	2,865
温泉事業売上高	—	—	—	105,147	105,147
外販事業売上高	—	—	31,763	—	31,763
その他の収入	4,295	—	920	5,124	10,340
顧客との契約から生じる収益	1,132,845	—	32,683	110,272	1,275,801
その他の収益	149,248	35,133	—	—	184,382
外部顧客への売上高	1,282,094	35,133	32,683	110,272	1,460,183

(注) 「その他の収益」には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格の算定方法等については、「個別注記表 【重要な会計方針】 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

契約負債は以下のとおりであります。

	当事業年度
契約負債	117千円
前受金	781千円
長期前受収益	2,672千円

契約負債は、主に加盟金収入にかかる顧客からの前受金・長期前受収益に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末時点における未履行の履行義務残高は下記の通りです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	合計
当事業年度	898	781	781	781	329	3,570

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 50円4銭

1株当たり当期純利益 0円59銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 0円58銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

1株当たり当期純利益

当期純利益 18,450千円

普通株主に帰属しない金額 一千円

普通株式に係る当期純利益 18,450千円

普通株式の期中平均株式数 31,016,267株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

普通株式増加数 998,868株

令和6年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

【減損損失に関する注記】

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失
外 食 事 業	福岡県 他	建物等	14,367千円

当社は、店舗等については継続的な収支の把握を行っている単位を一つの資産グループとしております。

当事業年度において、主に外食事業に係る有形固定資産について、今後の将来の回収可能性を慎重に検討した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損損失14,367千円を特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

また、回収可能価額を測定する場合の時価は、不動産鑑定士から入手した不動産鑑定評価基準等に基づく評価額を使用しております。その他の資産の正味売却価額は譲渡見込額より算定しており、売却見込がないものは正味売却価額をゼロとしております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。